

海外療養費の申請について

日本国外に滞在中に急病で受診した場合、国民健康保険の給付の範囲内で療養費が支給されます。

ご注意ください！

1. 次の場合は、海外療養費の支給対象にはなりません
 - 治療目的の渡航の場合
 - 受けた治療内容が、日本国内で保険治療が認められていない場合
2. 次の場合、海外療養費が支給されない場合があります
 - 1年以上渡航した場合
 - 交通事故等第三者行為による受診の場合
 - 受診時に海外の公的機関の保険に加入していた場合
3. 日本で治療をした場合の標準額と比較を行い、少ない金額で支給を行います
実際に払った金額よりも少ない金額での支給になる可能性があります。
また、レート換算により金額が少なくなる可能性もあります。
4. 海外療養費の審査を強化しています
申請書類の内容について、現地の医療機関等に問い合わせをする場合がありますので、ご了承ください。

申請に必要なもの

- (1) 診療内容明細書(別紙:Form A) ※ 現地の医療機関が記載したもの
- (2) 領収明細書 (別紙:Form B) ※ 現地の医療機関が記載したもの
- (3) 領収書 ※ 現地の医療機関が発行したもの等
- (4) 上記(1)～(3)の日本語訳(訳者の住所、氏名を必ず記載してください。)
※ Form A に関しては日本語訳用の用紙をお渡しします。
- (5) 調査に係わる同意書(旅行先が中国または韓国の場合は押印が必要となります。)
- (6) 旅行時のパスポート
- (7) 国民健康保険証(医療証等をお持ちの方は、申請の際、窓口で提示してください。)
- (8) 世帯主のマイナンバー通知カードまたは個人番号カード
- (9) 世帯主の身元確認書類(運転免許証、パスポートなど) } 写しでも可
- (10) 振込先口座のわかるもの

上記(1)～(10)が全て揃っていない場合は受付することができません。
全て揃えたうえで、担当窓口までお持ちください。(申請書を作成します。)

- ※ 申請受付を行ってから支給までは、約3～4か月程度かかります。
- ※ 申請期間は、療養を受けた(医療機関を受診した)日の翌日から2年間です。2年を超えた場合は支給できません。
- ※ 国民健康保険料に滞納がある世帯については世帯主の押印が必要になる場合があります。

《申請・問い合わせ先》 台東区役所 国民健康保険課 給付係(2階 ⑭番窓口)
TEL 03-5246-1253 (直通)